

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるとは、その翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則  
◇告 示 保険医等の登録

結核予防法による医療機関の指定

鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正

入会林野整備計画の認可

保安林の指定の解除予定(二件)

保安施設地区の指定予定

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)

麻かいの指定の一部改正

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

河川法施行細則の一部を改正する規則中訂正

昭和五十八年七月鳥取県告示第六百五十四号中訂正

◇正 誤

## 規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第五十八号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第十四号の項を削り、第十五号の項を第十四号の項とし、第十六号の項を第十五号の項とし、同項の次に次のように加える。

十六 乳用種は育成技術改善資金 健康で優良な乳用種の肥育素牛を生産するために必要な施設の設置に要する資金	五年以内
十七 食鶏飼育省エネルギー暖房技術導入資金 鶏ふんを用いて食鶏飼育における暖房用エネルギー使用の合理化を図るために必要な施設の設置に要する資金	五年以内

別表第三の第三号の項中「三、五〇〇、〇〇〇円」を「四、五〇〇、〇〇〇円」とする。

〇〇円」に、「四、五〇〇、〇〇〇円」を「五、五〇〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第七百五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
黒 沢 洋 一	鳥医第二、九四八号	昭和五十八年八月四日
中 西 益 子	鳥薬第五二六号	昭和五十八年八月五日

鳥取県告示第七百五十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社大村薬局西町店	鳥取市西町三丁目一〇一岸根ビル	昭和五十八年八月二十三日

鳥取県告示第七百五十二号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和五十三年十一月鳥取県告示第千十三号）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一技術導入資金の表の第一号の項中(四)を(七)とし、(四)を(六)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 地下水利用による保温施設の暖房施設の設置に要する費用	農業者等	保温施設の面積 一〇アールにつき 二、三八〇、〇〇〇円	五月、八月六月、九月 又は二月 又は三月
(五) 太陽熱利用による保温施設の暖房施設の設置に要する費用	農業者等	保温施設の面積 一〇アールにつき 三、四〇〇、〇〇〇円	五月、八月六月、九月 又は九月 又は十月

第一技術導入資金の表の第三号の項中

「飼料作物の作付面積一〇アールにつき 一一一、〇〇〇円」

「飼料作物の作付面積一〇アールにつき 一一一、〇〇〇円  
保温施設の面積一〇〇平方メートルにつき  
四一三、〇〇〇円」

「飼料作物の作付面積一〇アールにつき 四七、〇〇〇円」

「飼料作物の作付面積一〇アールにつき 四七、〇〇〇円  
保温施設において栽培される農作物の作付面積一〇〇平方メートルにつき  
七九、〇〇〇円」

に改め、同表の第十二号の項中

「外トンネル用資材(トンネル支柱、被覆ビニール等)、内トンネル用資材及び透明マルチの購入に要する費用」  
を  
「外トンネル用資材(トンネル支柱、被覆ビニール等)、内トンネル用資材及びマルチ用資材の購入並びにかん水施設の設置に要する費用(工事費を除く。)」

に、「三六八、〇〇〇円」を「四七九、〇〇〇円」に、「一七八、〇〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に、「二六二、〇〇〇円」を「三七三、〇〇〇円」に改め、同表の第十四号の項を削り、第十五号の項を第十四号の項とし、第十六号の項を第十五号の項とし、同項の次に次のように加える。

十六 乳用種 ほ育苗成枝フハッチ)、育成術改善資金 施設(牛舎)及び農業者等分の費用	ほ育苗施設(カー 乾燥舎の設置に要する費用	一セット(年間の ほ育苗成牛一〇頭 十月又は十一月又は 二月 につき 一、一〇〇、〇〇〇円	五月、八月、六月、九月
十七 食鶏飼 育省エネルギー、 ギ一暖房技ん置場、 配管施設 農業者等 術導入資金 及びコンベアの設 置に要する費用	鶏ふんポイラ 機械室兼鶏ふ ん置場、配管施設 農業者等 術導入資金 及びコンベアの設 置に要する費用	一セット(二五、 〇〇〇羽分)につ 又は九月 又は十月 五、八〇〇、 〇〇〇円	五月、八月六月、九月

鳥取県告示第七百五十三号

日野郡日野町黒坂一五〇七一三黒坂後ヶ谷入会林野整備組合組合長岩崎

正義から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一條第一項の規定に基づき、昭和五十八年八月二十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和五十八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡岩美町大字田後字才谷東側一の六
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

鳥取県告示第七百五十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和五十八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町福万来字野路山川東一五〇の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十六号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四條において準用する同法第三十條の規定により告示する。

昭和五十八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安施設地区予定地の所在場所

1 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一三号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一三号を直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

西伯郡中山町高橋字栃端九六九の一、九七〇の一

2 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一五号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一五号を直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

西伯郡大山町豊房字清水原二〇四五の一、字馬越背二〇六二の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定の有効期間

七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥

取県農林水産部造林課並びに中山町役場及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十条第一項の規定に基づき、東浜坂団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

東浜坂団地土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西尾邑次

三 事業施行期間

昭和五十八年二月十七日から昭和六十年三月三十一日まで

四 施行地区の区域

鳥取市浜坂字高熊、字岩ヶ前、字東ウド、字西ウド、字揚田、字湯原及び字上土居の各一部

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七二

鳥取県住宅供給公社内

六 施行認可の年月日

昭和五十八年二月十七日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

九 変更認可の年月日

昭和五十八年八月二十三日

鳥取県告示第七百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、東郷町から東郷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（<sup>かい</sup>廢の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「鳥取県鳥取空港建設事務所 鳥取市湖山町字土器免九六五の一」を「鳥取県鳥取空港建設事務所 鳥取市湖山町西四丁目一五〇」に改める。

鳥取県告示第七百六十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）

の一部を次のように改正する。

昭和五十八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の岩美町農業協同組合の項中「岩美町農業協同組合」を「鳥取岩美農業協同組合」に、「岩井出張所」を「岩井支所岩井事業所」に、「羽尾出張所」を「東浜支所羽尾事業所」に改め、同表の東郷町農業協同組合の項中「東郷町農業協同組合」を「鳥取東郷農業協同組合」に改め、同表の北条町農業協同組合の項中「北条町農業協同組合」を「鳥取北条農業協同組合」に改め、同表の西伯町農業協同組合の項中「ニュータウン事業所」を「東町出張所」に改め、同表の大山町農業協同組合の項中「大山町農業協同組合」を「鳥取大山農業協同組合」に改める。

正 誤

河川法施行細則の一部を改正する規則（昭和五十八年三月鳥取県規則第三十三号）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 誤 正  
四 一リットルにつき 一リットルにつき一年

昭和五十八年七月鳥取県告示第六百五十四号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 下 終わりから三及び二 一五六五（次の図に 一五六五の三、  
示す部分に限る。） 一五六五の四